

阿賀野市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月28日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加藤 博幸

阿賀野市水道事業管理規程第1号

阿賀野市水道事業会計規程の一部を改正する規程

阿賀野市水道事業会計規程（平成26年水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

（過誤納金の充当）

第21条の2 水道料金において、過誤納金が発生した場合、翌月分以降の料金に未納額がある場合は、当該過誤納金を充当することができる。ただし、納入者から過誤納金の還付請求がある場合は除く。

2 局長は、前項の規定により過誤納金を充当するときは、充当の理由、所属年度、収入科目、充当すべき金額及び充当すべき納入者を明らかにし、管理者の決裁を受けて、その旨を納入者に通知しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年2月28日から施行する。